

一般社団法人渋谷未来デザイン
会員規程

平成30年7月20日 作成
平成30年8月23日 改定

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「本法人」という。）の会員の種別、入退会等に関する必要な事項を定め、会員サービスの向上と本法人の事業の円滑な実施に資することを目的とする。

(会員の種別)

第2条 第2条 本法人の会員は、次のいずれかに該当する法人及び団体とする。

- (1) 賛助会員 一般社団法人渋谷未来デザイン定款第3条に定める本法人の目的（以下「本目的」という。）に賛同し、資金面で支援する法人及び団体
- (2) 正会員 本目的に賛同して入会した法人及び団体
- (3) 特別正会員 本目的に賛同してその事業の推進のために入会した法人及び団体

(入会の手続き)

第3条 本法人の会員になろうとする者は、本規程に定める書式にて入会申込書を作成し、これを事務局に提出しなければならない。「入会申込書」は、別紙1のとおりとする。但し、本条に基づく入会申込みは、当該会員となろうとする者の本法人への入会を何ら保証するものではない。

- 2 本法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。
 - (1) 本目的に賛同するものであること。
 - (2) 本法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
 - (4) 前各号のほか、本法人の会員とすることが不適當であると理事会が判断するものでないこと。
- 3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 会員の資格取得は、前項に基づく理事会の決定による承認を得た日を含む事業年度内（毎年4月から始まる1年間を1事業年度とする。）の翌月からとする。但し、本法人の会員になろうとする者が、入会申込書を提出し、事務局が受理した日を含む事業年度において第4条第1項から第3項の定めに従い入会金及び会費等を一括して納入した場合は、第7条に定める会員の権利を行使することができる。

(入会金・会費)

第4条 入会者は、すみやかに入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 入会金及び会費1口一万円（税抜）とし、口数は次のとおりとする。

会員種別	入会金	会費（年額）
賛助会員	無し	1口以上
正会員	無し	50口以上
特別正会員	無し	200口以上

- 3 会費は、日本国内の金融機関口座自動振替にて納入する場合の額とし、それ以外による場合は別に定める手数料を徴収する。
- 4 毎年4月1日現在の会員は、第1項から第3項の定めに従い、別に定める期日までに、会費等を一括して納入しなければならない。当該期日までに会費等全額の納入がない場合は、全額の納入がなされるまで、本法人は、当該会員の会員資格の停止等理事会が必要と判断する措置をとることができ、この場合に生じた一切の損害について本法人は何らの賠償義務を負わない。
- 5 地震等自然災害やその他止む得ない事由により会費の納入が困難な場合は、理事会の決議を得て減免することがある。

(退会)

- 第5条 会員は、本規程に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。「退会届」は、別紙2のとおりとする。
- 2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、本規程が定める退会届を作成し、これを事務局に対して提出しなければならない。
 - 3 事業年度の途中で会員が退会した場合であっても、本法人は会費等の返還は行わず、また本法人は未払の会費等に関する請求債権を失わない。

(会員資格の喪失)

- 第6条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失する。
- (1) 第5条退会の規定により退会した場合
 - (2) 第7条除名の規定により除名された場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
 - (3) 会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (4) 年会費の支払いを、会員資格有効期間を過ぎて2ヶ月以上滞納した場合
 - (5) 当法人が解散した場合
- 2 会員は、前項各号によって会員資格を喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(除名)

- 第7条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができる。
- (1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
 - (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
 - (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
 - (4) 会員として適当でないと判断した場合
- 2 前項の会員の除名は、理事会の決議により決定することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知する。

(会員の義務)

- 第8条 会員は、次の義務を有する。
- (1) 本法人の目的を達成するために、本法人の事業活動に積極的に参加する。

(2) 会員登録内容（住所、氏名等）に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを実施する。

(会員の権利)

第9条 会員は、次の権利を行使できる。

- (1) 本法人が運営するホームページ等で提供される会員専用のサービスを受けることができる。但し、会員の種別に応じて提供されるサービスが異なる場合がある。別紙3を参照
- (2) 本法人が発行する法人誌の提供を電磁的方法により受けることができる。
- (3) 本法人が開催する研究発表会、講演会及び講習会等に参加できる。
- (4) 本法人が発刊する図書等を購入できる。
- (5) その他、本法人が会員のために提供するサービス等を受けることができる。

(電磁的方法による手続き)

第10条 第3条第1項及び第5条第1項に定める入会申込書等については、書面の提出に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提出することができる。

(権利譲渡の禁止)

第11条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用を許諾したり、担保に供する等の一切の処分行為をしてはならない。

(私的利用の範囲外の使用禁止)

第12条 会員は、本法人が承認した場合を除き、本法人を通じて入手したいかなる情報も私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、編集、送信、放送その他これらに類するいかなる行為をすることはできず、また当該情報に関連して意匠権、商標権、特許権、実用新案権等の知的財産権の出願若しくは登録又は著作権の登録をしてはならない。

2 会員は、第三者をして、前項に定める各行為の一をさせてはならない。

(実施細則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

(規程の変更)

第14条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。規程変更にあたっては変更後の規程の内容及びその効力発生日を速やかに会員に対し周知するものとし、会員は効力発生日以降変更後の規定に従うものとする。

附 則

1 この規程は、平成30年7月20日から施行する。

附 則（平成30年8月23日変更）

2 この規程は、平成30年8月23日から施行する。

<別紙3>

2018年度一般社団法人渋谷未来デザイン会員種別一覧

種別		特別正会員	正会員	賛助会員
定義		FDSの趣旨に賛同し、事業面と資金面で支援しようとする法人		FDSの趣旨に賛同し、資金面で支援する法人
年会費（1口一万円）		200口以上	50口以上	1口以上
イベント	協業パートナー懇談会	○参加できる（人数制限あり）	—	—
	会員交流会	○参加できる	○参加できる	—
	FDS主催イベント	○参加できる	○参加できる	○参加できる
	その他イベント	○参加できる	○参加できる	○参加できる
プロジェクト	提案*1	○	—	—
	参画	○参画できる	○参画できる	—
	プロジェクト報告	○成果の閲覧	○成果の閲覧	—
コミュニケーション	事務局相談	○(年5回/1時間程度)	○(年2回/1時間程度)	—
	ニューズレター	○(年2回発行)	○(年2回発行)	○(年2回発行)
	企業セミナー	○(年1回程度、旅費別)	△(抽選、年1回程度、旅費別)	—
広報関連	FDS事業における名称記載	○会員名の掲載	○会員名の掲載	△スペースに応じて会員名を掲載する場合あり
	会員事業への後援・協力*3	○	○	—

- *1 プロジェクト管理に必要な人材及び経費の提供等を前提とし、アドバイザー等の意見を踏まえ、公益性やまちの付加価値向上の期待度を検討したうえで決定していく。
- *2 渋谷区内の住民組織やNPOは、会員の種別にかかわらず、プロジェクト提案機会/事業後援・協力等名義使用について応相談
- *3 事業後援・協力等名義使用の最終決定は、渋谷未来デザイン名義使用規定に則る

以上